

様

### 介護保険における第三者行為の被害届の提出について

交通事故等（第三者行為）が原因で介護保険給付を受ける場合には、下記の届出種類を介護保険課へ提出いただく必要があります。なお、提出いただいた後は、保険給付額を限度に損害賠償金を本市から加害者へ求めていくことになります。

#### <提出書類>

- ・ **第三者行為による被害届（介護保険）**
- ・ **事故発生状況報告書**
- ・ **交通事故証明書…「原本」が必要です**  
（損害保険会社または J A 共済の原本証明があれば写しでも可）
- ・ **念書（兼同意書）** ……介護保険利用者側が記入
- ・ **加入損害保険連絡先** ……事故の相手方の加入損害保険  
（キリトリ線以下に記入のうえ提出）

#### 〔場合によって必要〕

- ・ **人身事故証明書入手不能理由書** ……人身事故ではなく物損事故で届けてある場合
- ・ **示談書の写し** ……示談済みの場合

#### <提出先>

豊田市役所 福祉部 介護保険課 給付担当  
〒471-8501 愛知県豊田市西町 3-60 電話 0565-34-6634 FAX0565-34-6034

……………キ…リ…ト…リ……………

#### 加入損害保険連絡先

介護保険利用者 様 (被保険者番号 )

事故の相手

#### <事故の相手方の加入損害保険>

- ・自賠償 保険会社名 \_\_\_\_\_  
所在地 〒 \_\_\_\_\_  
担当者 \_\_\_\_\_ 電話 -  
保険証明書番号 \_\_\_\_\_ FAX -
- ・任意 保険会社名 \_\_\_\_\_  
所在地 〒 \_\_\_\_\_  
担当者 \_\_\_\_\_ 電話 -  
保険証明書番号 \_\_\_\_\_ FAX -

・介護サービス費用は、事故の相手方の加入損害保険会社が支払った（はい・いいえ）